

## 石巻市復興公営住宅（半島沿岸部）入居者募集 募集要項

## ■募集住戸■

| 地区       | 住宅名             | 所在地・構造等                         | 間取り<br>(面積)      | 募集<br>戸数 | 対象<br>世帯人数 | 管理開始日      |
|----------|-----------------|---------------------------------|------------------|----------|------------|------------|
| 石巻<br>半島 | 折浜復興住宅<br>4号    | 折浜字風越 26 番地 16<br>木造・平屋建・戸建     | 2LDK<br>(67.90㎡) | 1戸       | 2人以上       | 平成28年9月3日  |
| 河北       | 二子復興住宅<br>152号  | 二子二丁目9番地8<br>木造・平屋建・戸建          | 1LDK<br>(55.48㎡) | 1戸       | 1人以上       | 平成30年7月28日 |
| 雄勝       | 小島復興住宅<br>2号    | 雄勝町小島字和田 7 番地 21<br>木造・平屋建・戸建   | 2LDK<br>(67.90㎡) | 1戸       | 2人以上       | 平成28年3月30日 |
| 北上       | にっこり南復興住宅<br>7号 | 北上町十三浜字小田 93 番地 23<br>木造・平屋建・長屋 | 2LDK<br>(66.24㎡) | 1戸       | 2人以上       | 平成29年6月30日 |

※折浜・小島・にっこり南復興住宅は退去により空き室となった住戸です。

## ■対象者■

- (1) 市内の防災集団移転促進事業対象の方で住宅を再建されていない方  
※半島沿岸部の防災集団移転団地に事前登録されている方は申込みできません。
- (2) 次のいずれかに該当し、現に住宅に困窮していることが明らかな方
  - ①東日本大震災で居住していた住宅のり災判定が「全壊」の方
  - ②東日本大震災で居住していた住宅のり災判定が「大規模半壊又は半壊」で解体を余儀なくされた方
  - ③東日本大震災発生時、賃貸住宅に居住し災害を起因とする住宅の損傷を契機として、自己都合によらずに退去せざるを得なかった方

## ■優先順位■

申込数が募集戸数を超えた場合は、優先順位に基づき、仮当選者を決定します。なお、同一優先の方で募集戸数を超えた場合は抽選により決定します。

- 第1優先 当該防災集団移転団地を移転対象とする防災集団移転促進事業対象の方
- 第2優先 当該防災集団移転団地の属する地区内で被災された防災集団移転促進事業対象の方
- 第3優先 市内で被災された防災集団移転促進事業対象の方
- 第4優先 上記以外の市内で被災された方

## ■受付期間■

平成30年8月8日（水）から平成30年8月22日（水）まで  
午前9時から午後5時まで（土日を除く。）

申込数が募集戸数に満たない場合は、随時募集（先着順）となります。  
 受付開始：平成30年8月29日（水）  
 受付時間：午前9時から午後5時まで  
 仮当選者の決定方法  
 ①先着順により決定します。  
 ②受付開始時点において、申込希望世帯が募集戸数を超えた場合は、優先順位に基づき仮当選者を決定します。  
 ③同一優先順位の方で募集戸数を超えた場合は、仮当選者をその場で抽選により決定します。（抽選玉は各世帯1個となります。）

## ■必要書類■

- ①入居申込書（記名、押印が必要です。なお、申込書は窓口に備え付けてあります。）
- ②り災証明書の写し（事前登録されている方は不要です。）
- ③抽選にあたり優遇措置に該当する事項を証明する書類（詳しくは、お問い合わせください。）  
※郵送の場合、受付期間内必着です。申込書が必要な方は、お早めにお取り寄せください。

**■抽選にあたり優遇する事項■**

優遇の基準日は申込時点となります。ただし、高齢者配慮・子育て配慮は平成30年4月1日時点となります。

**■抽選会■**

平成30年9月上旬から9月中旬に実施予定です。

※申込数が募集戸数を超え、抽選となる場合は抽選の準備ができ次第、対象者に別途通知します。

※抽選は公開で行います。なお、出席の有無は抽選結果に影響しません。

**■入居予定時期■**

平成30年9月～10月

**■資格審査■**

仮当選者は入居資格審査を経て、正式な入居予定者となります。

次に該当する方は、入居資格対象外となり入居できません。

- ①市町村民税、固定資産税及び軽自動車税を滞納している方
- ②過去に入居していた公営住宅において家賃等を滞納している方
- ③過去5年以内に迷惑行為等で公営住宅を退去させられた方
- ④暴力団員
- ⑤被災した住居以外の住居や貸家を所有（共有名義含む。）している方、新たに建設・購入した方や被災した住居を補修し再建した方
- ⑥民間賃貸住宅等に入居し、住宅再建した方
- ⑦夫婦で別居等、家族を不自然に分割または合併している方

} 納付誓約している方は入居  
できます。

**■家賃■**

①復興公営住宅の家賃は、一般の市営住宅と同様に公営住宅法に基づき住戸毎の家賃を算定した上で世帯毎の政令月収により毎年度決定します。

②特に住宅に困窮する低所得者（政令月収80,000円以下）に対し、住宅の管理開始から20年間、家賃を低減する制度があります。

③家族構成、所得の状況によっては、数年後近隣の同規模の民間賃貸住宅家賃相当額となる場合があります。また、政令月収が313,000円を超える場合は、一定期間後退去していただくこととなります。

| 平成30年度 収入分位別家賃（円） |       |              |                   |                   |                    |                     |                     |                     |                     |                     |                     |          |
|-------------------|-------|--------------|-------------------|-------------------|--------------------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|----------|
| 収入分位              | I-1   | I-2          | I-3               | I-4               | I                  | II                  | III                 | IV                  | V                   | VI                  | VII                 | VIII     |
| 政令月収              | 0     | 1~<br>40,000 | 40,001~<br>60,000 | 60,001~<br>80,000 | 80,001~<br>104,000 | 104,001~<br>123,000 | 123,001~<br>139,000 | 139,001~<br>158,000 | 158,001~<br>186,000 | 186,001~<br>214,000 | 214,001~<br>259,000 | 259,001~ |
| 折浜                | 6,900 | 11,600       | 16,400            | 21,200            | 22,400             | 25,900              | 29,600              | 33,400              | 38,100              | 44,000              | 51,500              | 59,400   |
| 二子                | 6,200 | 10,500       | 14,800            | 19,100            | 20,200             | 23,300              | 26,600              | 30,100              | 34,400              | 39,600              | 46,400              | 53,500   |
| 小島                | 6,800 | 11,600       | 16,300            | 21,100            | 22,300             | 25,700              | 29,500              | 33,200              | 38,000              | 43,800              | 51,300              | 59,200   |
| にっこり南             | 6,400 | 10,900       | 15,400            | 19,900            | 21,000             | 24,300              | 27,800              | 31,300              | 35,800              | 41,300              | 48,400              | 55,800   |

※にっこり南復興住宅で駐車場を使用する場合、駐車場料金がかかります。（1台：1,000円/月）

**■その他（よくお読みください。）■**

①ペットと一緒に入居できません。

②仮当選となられた方は、原則として辞退できません。

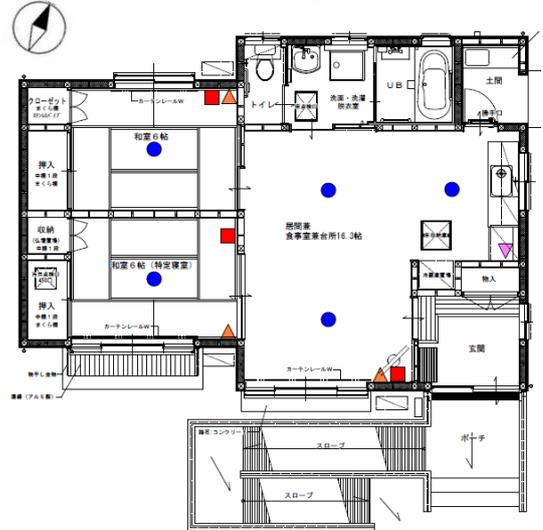
③入居許可（鍵の引き渡し）を受けた後に入居を辞退された場合、他の復興公営住宅にお申込みできません。

④復興公営住宅に入居することで「住宅再建」となり、入居後に防災集団移転促進事業及びがけ地近接等危険住宅移転事業の制度を利用することはできません。

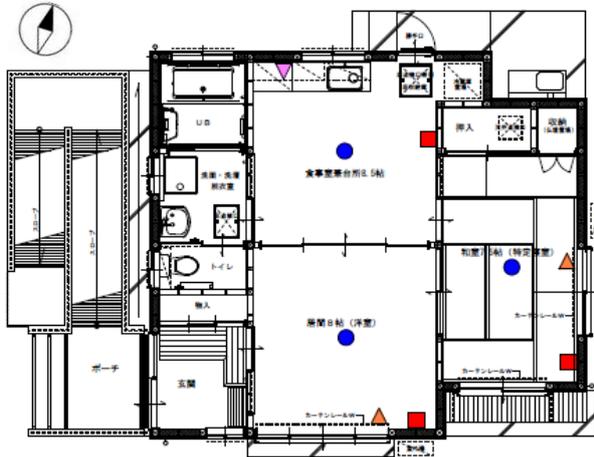
■位置図・間取り図■



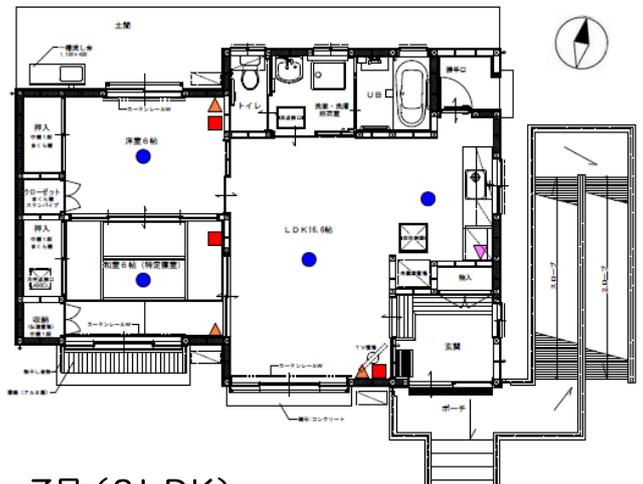
折浜復興住宅 4号 (2LDK)



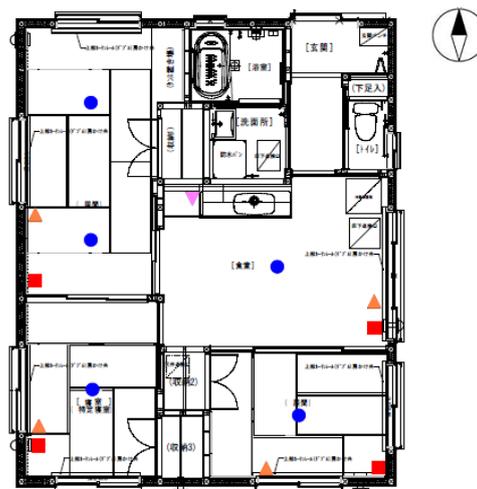
二子復興住宅 152号 (1LDK)



小島復興住宅 2号 (2LDK)



じっくり南復興住宅 7号 (2LDK)



■お申し込み・お問い合わせ先■ 受付時間 午前9時から午後5時まで(土日、祝日を除く。)

- |            |          |          |              |
|------------|----------|----------|--------------|
| □石巻半島地区の住宅 | 市役所本庁舎3階 | 事前登録相談窓口 | 0225-90-8041 |
| □河北地区の住宅   | 河北総合支所   | 地域振興課    | 0225-62-2111 |
| □雄勝地区の住宅   | 雄勝総合支所   | 地域振興課    | 0225-57-2111 |
| □北上地区の住宅   | 北上総合支所   | 地域振興課    | 0225-67-2111 |